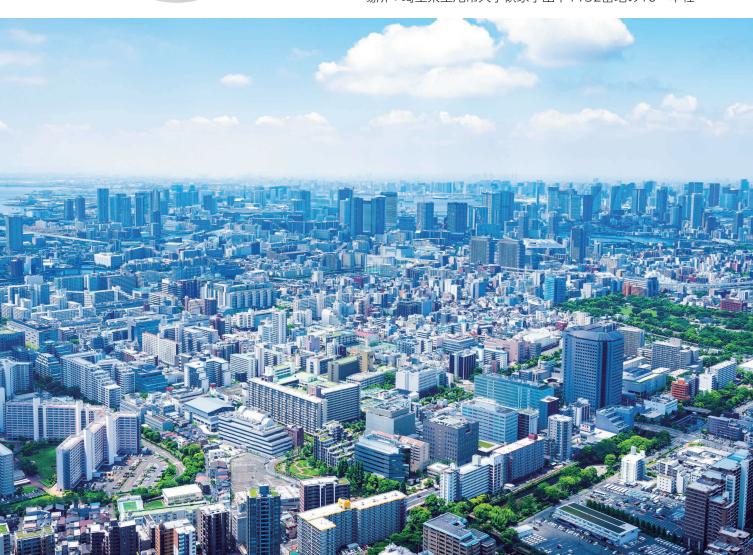


# 第75回 定時株主総会 招集ご通知 株式会社 アイチ コーポレーション

証券コード:6345

日時: 2023年6月16日 (金曜日) 午前10時

場所:埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10 本社



# 目次

# 株主の皆様にお伝えしたいこと

- P7 社長メッセージ
- P9 社会的価値と経済的価値
- P11 23年度からの取り組み事例
- P14 アイチのサステナビリティアクション
- P2 **第75回定時株主総会招集ご通知**
- P4 議決権行使についてのご案内
- P17 株主総会参考書類
- P25 **事業報告**
- P46 連結計算書類
- P48 **計算書類**
- P50 **監査報告書**
- P58 **株主メモ**

# 株主各位

証券コード6345 2023年5月31日 (電子提供措置の開始日2023年5月24日)

埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10

# 株式会社アイチューポレーション

取締役社長 山 岸 俊 哉

# 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブ サイトに電子提供措置事項を掲載しております。

### 当社ウェブサイト

https://www.aichi-corp.co.jp/ir/news/2023



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(アイチコーポレーション)又は証券コード(6345)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

**東証ウェブサイト** 東証上場会社情報サービス https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、本招集ご通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた 株主様に送付する交付書面を、すべての株主様に対して送付することとしております。

また、本株主総会につきましては、市中における感染症の感染状況等をご勘案のうえ、ご来場についてご検討ください。ご来場いただけない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、4頁から6頁のご案内に従って、2023年6月15日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

- 1. 日 時 2023年6月16日 (金曜日) 午前10時
- 2. 場 所 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10 本社 (末尾の会場ご案内略図をご参照ください)
- 3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1. 第75期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結 計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結 果報告の件
    - 2. 第75期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。また、議事資料として本招集ご通知を、当日会場までご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様へご送付している招集ご通知には記載しておりません。したがって当該書面は監査等委員会および会計監査人が監査報告を作成する際に監査の対象とした書類の一部であります。

# 議決権行使についてのご案内

# 株主総会に ご出席いただける方



同封の議決権行使書用紙の右 片を切り離さずにそのまま会 場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2023年6月16日 (金曜日) 午前10時

# 株主総会に ご出席いただけない方

#### 郵 送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 議決権行使期限

2023年6月15日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

#### インターネット



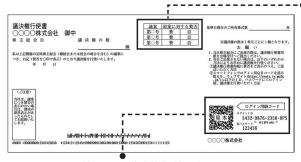
当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

#### 議決権行使期限

2023年6月15日 (木曜日) 午後5時30分まで



# 議決権行使書のご記入方法のご案内



インターネット等による議決権行使に必要となる 「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。 ● こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

#### 第1号議案

賛成の場合: 「賛」の欄に○印反対の場合: 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

▶ 全員賛成の場合: 「賛」の欄に○印

▶ 全員反対の場合: 「否」の欄に○印

▶ 一部の候補者を反対される場合:

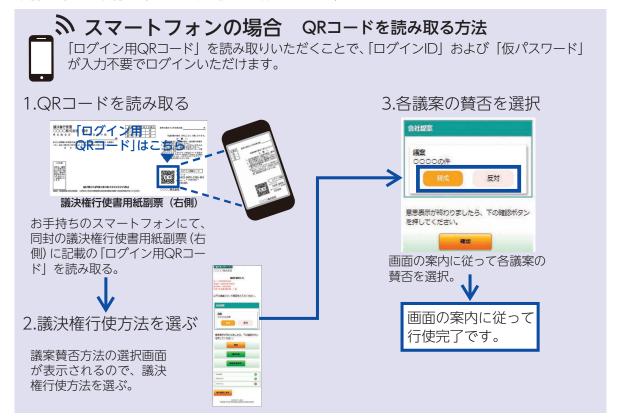
「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を( )内にご記入ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン、パソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただくことによって実施可能です。議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。(毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

# 議決権行使期限

2023年6月15日 (木曜日) 午後5時30分まで



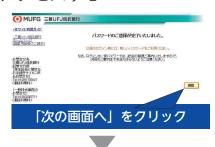
#### 機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

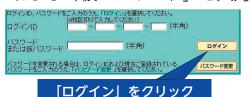


# ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトにアクセスする



 お手元の議決権行使書用紙副票 (右側)に記載された「ログインID」 および「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」 の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を ご入力ください

# 議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.ip/



https://evote.tr.mufg.jp/

#### ご注意事項

- ■インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- ■郵送とインターネットにより、二重に議 決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として 取り扱わせていただきます。
- ■インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ■株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、 議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- ■スマートフォン、パソコン等による議決権 行使ウェブサイトへのアクセスに際して 発生するインターネット接続料、通信料 等の費用は株主様のご負担となります。

# 【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

**™** 0120−173−027

(通話料無料、受付時間:9:00~21:00)



後方左:多目的電源車、右:倒木伐採車(開発中の商品)

株主の皆様には、平素より当社事業運営に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。長引くウクライナ紛争を始めとした地政学的リスク拡大が懸念される中、株主様のご期待に沿えるよう事業活動を前進させてまいります。引き続き深いご理解と温かいご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

さて、2022年度は、半導体をはじめとする部品調達の問題や当社の主力商品においてトラックシャシの調達問題に直面し、一部のお客様に対しまして、納期遅れの問題を生じさせ、誠に申し訳ございませんでした。部品調達の事態は徐々に正常化に向かいつつはありますが、引き続き細心の注意を払いお客様のご要請にお応えすべく、最大限の努力を重ねてまいります。

更には、鉄をはじめとした原材料費、光熱費、運搬物流費等、あらゆるものの価格が急騰し、企業物価は一気に跳ね上がる事態に直面いたしました。当社は、ある程度の事態は事前に想定しつつ、従来より強力に原価低減活動を進めてまいりましたが、それらの規模とスピードはその想定をはるかに上回ることとなり、様々な緊急対策を講じ、負の影響を最小限にとどめる努力に明け暮れた一年でもありました。

# 株主の皆様にお伝えしたいこと

しかしながら、逆風は全てが悪いことばかりではありません。「疾風に勁草を知る」という言葉通り、強い風の中でこそ見える、自らの強みと弱点があります。顕在化した弱点を克服すれば、強くなれます。厳しい時こそ企業体質強化の好機であることを実感した年でもありました。

そして、当社は、時代の転換点を乗り越え、力強く未来を切り拓く新たな取り組みを今年度より具体的に始めます。その新たな取り組みとして、

- ① 群馬県内に新工場建設予定地を確保し、新商品を投入いたします
- ② 車検、塗装等を内製化した新たなサービスパフォーマンスを提供いたします
- ③ 環境先進機能を追求した新商品、新ソリューションを創造します
- 等の重要な挑戦に、積極的に経営資源を投入してまいります。

今年度も、まだまだウクライナ紛争問題、部品調達問題、金融不安等の影響により、引き続き困難な経済情勢は続くものと思われますが、私たちアイチコーポレーションは将来をしっかりと見据え、お客様を始め広く社会から信頼される存在として着実に成長すべく、社員一丸となって努力を積み重ねてまいります。

株主の皆様方におかれましては、アイチコーポレーションの新たなチャレンジに対し力強いご支援を いただくとともに、引き続き深いご理解と温かいご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

#### アイチコーポレーション使命

私たちアイチコーポレーションは、作業環境創造企業として、社会インフラ整備に携わるお客様に対し、作業の安全効率化、快適作業、環境対応、災害復旧等、様々なお客様経営課題の解決に主体的に取り組み、お客様にとって無くてはならない商品・サービスを提供することにより、力強く社会に貢献します。

# 社会的価値と経済的価値拡大のための中期事業計画

- 1. 社会・お客様にとって 「アイチでなければ困る」 と言われる企業へ
- 社会貢献を中核に据えた経営管理
- ダントツの信頼を獲得する絶対的プレゼンスの確立
- 2. 事業拡大と収益構造改革
- ・成長市場・分野への積極投資
- サプライチェーンの再構築
- 商品ラインナップ拡充
- 3. 中期的成長を支える 経営基盤の強化
- 腕・知恵・こころを継続的に高める人財育成
- 「共感」「全員経営」の推進

# 社会的価値と経済的価値

当社は、電力・通信・鉄道および建設業界等を中心に社会インフラ整備を支えるという社会的価値の創造と、お客様・仕入先様・指定協力工場様とともに成長するという経済的価値の追求を行ってきました。 今後は、更に災害復旧支援に対しても力強く社会に貢献します。

# 社会的価値創造への取り組み事例①:インフラ整備を支える商品の継続的な開発・提供



穴掘建柱車



ケーブル繰出車



資機材運搬車



移動式電源車

# 社会的価値創造への取り組み事例②:災害復旧支援活動



お客様が災害復旧作業の現場で安全かつ 迅速な工事を実現できるよう、「そなえる」 「つながる」「つくる」の3本柱でサポート する取り組み「CAS」を推進

#### 体制 (そなえる)

お客様を直接サポートする仕組みづくり

#### 情報(つながる)

情報伝達/情報共有の仕組みづくり

# **もの** (つくる)

災害復旧に向けた車両/装備開発



架空線へのかかり木や倒木の 除去に対応できる作業車



発電・蓄電・救援が可能な 多目的電源車

# 社会的価値創造への取り組み事例③: 社会貢献活動

■ CSR重要課題:地域社会への貢献と共生

□ 取り組み方針: 社会の一員として、地域に根差し、ともに発展できる活動の

継続的な推進

社会科見学



2018年度より地域の小学校に協力し、 これまでに約1,500名が来訪

障がい者施設運営の協力



障がい者施設の方によるパン販売を継続的に 支援

トルコ・シリア地震募金

株主の皆様にお伝えしたいこと



社員からの募金と同額を会社が上乗せし、 寄付を実施

地域振興イベント出展



イベント会場にて高所作業車試乗体験を実施

■ CSR重要課題:多様な人材の活躍

□ 取り組み方針:誰もが機会均等に持てる力を伸ばし、

発揮できる環境づくり

# 女性活躍推進

えるぼし認定

を取得

当社の女性活躍推進における「採用」「継続就業」「労働時間」「多様なキャリアコース」に関する取り組みが評価され、2023年3月に厚生労働省より「えるぼし認定(認定段階2)」を取得しました。



# 23年度からの取り組み事例①

生産能力増強と柔軟性を同時追求した高効率生産体制の構築
⇒ 新工場建設に向け始動

全使用電力を再生可能エネルギーで賄うCO2排出ゼロ工場を計画



# 23年度からの取り組み事例②

埼玉県上尾カスタマーサービスセンター新工場操業開始 (ワンストップサービス展開)

# サービス事業拡大のねらい

- ワンストップサービス提供、サービスリードタイム短縮によるお客様 満足度向上
- 修理、車検・重整備の取り込み
- レンタル事業者様等、自社整備を行っているお客様の点検・整備、 再塗装などの受託



九州 中四国 (大阪) (名古屋) (石岡)

# 2023年6月より操業開始

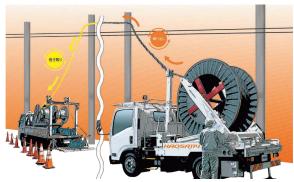


# 23年度からの取り組み事例③

新商品の開発:インフラエ事の安全と効率化・環境対応に貢献

# ケーブル繰出車

KA05A114



電気工事向け作業車 架空ケーブル布設、撤去を省力化 高い機動性と積載能力で 作業効率アップ

# 7.5t架装軌陸車

LK12C1FN



鉄道工事向け高所作業車 車両総重量を7.5t未満とし準中型自動車運転 免許に対応

# 自走式高所作業車

RU09A1SM

クローラ式電動高所作業車 環境にやさしいバッテリ駆動を採用 作業現場で使いやすいコンパクトボディー 安全性と作業効率向上で現場作業をサポート

今年度後半には環境対応商品の発売を計画

# アイチのサステナビリティアクション

当社は、CSR向上委員会にて抽出・決定されたCSR重要課題・取り組み 方針について、事業執行会議・各プロジェクト・各機能会議にて活動を チェック・フォローし、その内容をステークホルダーの皆様へ適宜公表 しております。









15%

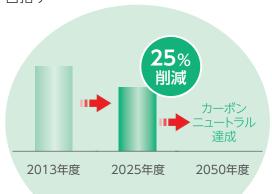
# 環境に対する取り組み①

■ CSR重要課題:地球温暖化防止

■ 取り組み方針:生産活動を通じたCO₂排出量削減

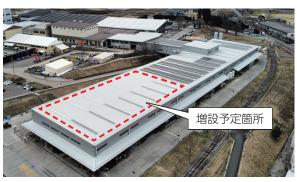
# 【生産CO2排出量の削減】

2025年度までにCO2総排出量25%削減を 目指す



# 【再生可能エネルギー導入】

2025年度までにグリーン電力構成比 15%以上を目指す(2013年度比)



新治事業所に太陽光システムを増設 2023年11月より稼働予定









# 環境に対する取り組み②

CSR重要課題:循環型社会への貢献

□ 取り組み方針:商品を通じた環境負荷低減への貢献

作業環境創造企業として、環境対応商品をご提供することによりお客様の環境 活動のお手伝い

# 【当社商品の使用によるCO2排出量削減目標】



2025年度までに当社商品の使用による CO2排出量を2013年度比25%削減を 目指す

# 【主な取り組み】※開発中の商品



EV高所作業車

走行時のCO2排出量もゼロに



リチウムイオンバッテリー搭載車

充電性能に優れ、環境負荷を抑える



電動自走式高所作業車

作業時のCO2排出量ゼロを実現する

# ガバナンスに対する取り組み

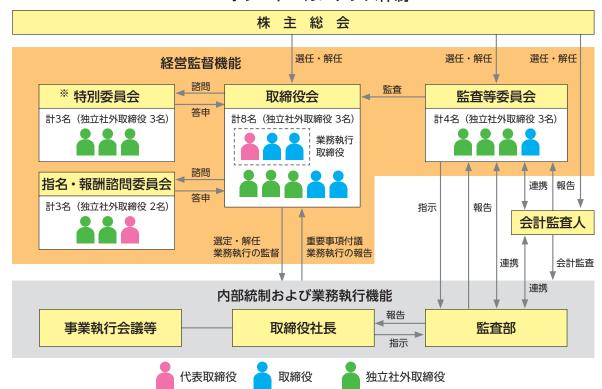
■ CSR重要課題:コンプライアンスとリスク管理

□ 取り組み方針:社会から信用・信頼され、必要とされる存在であり続ける

ための基盤確立

取締役会の監督機能を強化し経営の透明性を一層向上させるとともに、少数株主の利益 を確保するため監査等委員会、特別委員会、指名・報酬諮問委員会において独立社外取 締役を配置しております。

# コーポレート・ガバナンス体制



※当社と支配株主またはその子会社などとの間で、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引が生じる場合に審議・検討を行う特別委員会を設置

# 議案および参考事項

# 第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 定款変更の目的
  - (1) 今後の事業展開に備えるため、事業の目的を追加します。
  - (2) その他、一部文言を統一します。
- 2. 定款変更の内容変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は、変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす
る。	る。
(1) 電力・電気・電信・電話工事用機械、建設用機	(1) 電力・電気・電信・電話工事用機械、建設用機
械、荷役用機械、特殊自動車、その他これに関する	械、荷役用機械、特殊自動車、その他これに関する
機械器具部品の製造、修理、売買および賃貸。	機械器具部品の製造、修理、売買および賃貸。
(2) 高所作業車・クレーン車などの構造・技術・安全	(2) 高所作業車・クレーン車などの構造・技術・安全
等に関する教育事業。	等に関する教育事業。
(3) 自動車の修理および部分品の売買ならびに計量器	(3) 自動車の修理および部分品の売買ならびに計量器
の販売。	の販売。
	(4) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービ
(新設)	ス、ソフトウェアおよびシステムの開発・販売・賃
	<u>貸・コンサルティング。</u>
<u>(4)</u> 不動産の賃貸。	<u>(5)</u> 不動産の賃貸。
(5) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならび	(6) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならび
に損害保険代理業。	に損害保険代理業。
(6) 前各号に付帯関連する一切の事業。	(7) 前各号に付帯関連する一切の事業。

計算書類

現 行 定 款	変更案
(本店)	(本店)
第3条 (省略)	第3条 (現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただ	第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただ
し、事故その他やむを得ない事由によって電子公	し、事故その他やむを得ない事由によって電子公
告をすることができない場合は、日本経済新聞に	告をすることができない場合は、日本経済新聞に
掲載する方法により行う。	掲載する方法により行う。

# 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(4名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬諮問委員会において意見の交換および内容の確認を行ったうえで決定しており、監査等委員会は、本議案の各候補者に関して、当事業年度における 業務執行状況および業績、これまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任であると判断 しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名		当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	在任年数 (本総会終結時)	取締役会への 出席状況
1	再任	やま ぎし <b>山岸</b>	俊哉	代表取締役社長	4年	130/130 (100%)
2	再任	やま もと <b>山本</b>	*************************************	取締役 コーポレート本部 本部長	2年	130/130 (100%)
3	再任	安震	光一	取締役 ものづくり本部 本部長	1年	100/100 (100%)
4	再任	佐々木	卓夫	取締役 (ユー・エム・シーエレクトロニクス株式会社社外取締役)	1年	100/100

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 山岸俊哉氏および佐々木卓夫氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者(親会社)である株式会社 豊田自動織機の業務執行者であったことがあります。両氏の株式会社豊田自動織機における過去10 年間の地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
  - 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
  - 4. 当社は、佐々木卓夫氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額となります。なお、再任が承認された場合、同氏との間で、当該契約と同様の内容の契約を継続する予定であります。

 候補者
 1

 番号
 1

俊哉

(1959年9月14日生)



#### 取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

#### 当社株式所有数

50,514株

#### 在任年数 (本総会終結時)

4年

# ■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月 株式会社豊田自動織機製作所入社 (現社名 株式会社豊田自動織機)

2008年6月 株式会社豊田自動織機執行役員

2011年6月 Toyota Industries North America,Inc.社長

Toyota Industrial Equipment Manufacturing,Inc.

社長

2012年6月 Toyota Material Handling North America,Inc.

会長

2016年6月 株式会社豊田自動織機常務役員

2019年6月 当社代表取締役専務取締役企画・管理部門、営業部門

統括

2020年6月 当社代表取締役社長(現任)

〔重要な兼職の状況〕

なし

### ■取締役候補者とした理由

株式会社豊田自動織機およびその連結子会社において、長年にわたり経営者としての経験を有するとともに、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。経営全般における豊富な経験と高い識見を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 番号





秀男

(1958年9月19日生)

再任

#### 取締役会への出席状況

130/130 (100%)

#### 当社株式所有数

5,555株

#### 在任年数 (本総会終結時)

2年

# ▮略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月 当社入社

2012年 4 月 当社国内営業部担当部長

2014年 1 月 当社中四国支店支店長

2016年8月 当社中部支店支店長

2017年6月 当社執行役員

2018年6月 当社常務役員営業部門管掌

2020年6月 当社常務役員営業部門、関係会社担当

2021年6月 当社取締役総務部、営業部門、関係会社統括

2022年6月 当社取締役コーポレート本部本部長(現任)

〔重要な兼職の状況〕

なし

#### 取締役候補者とした理由

当社の取締役として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また当社において営業部門における長年の業務経験による深い知識と当社経営に関する豊富な経験を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

計算書

候補者 番号 安黨

光一

(1961年8月11日生)



#### 取締役会への出席状況

100/100 (100%)

#### 当社株式所有数

9.953株

#### 在任年数 (本総会終結時)

1年

#### ■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 当社入社

2008年3月 当社調達部長

2014年 7 月 当社執行役員

2016年 6 月 当社取締役生産技術部門・調達部門管掌

2017年6月 当社常務役員技術・開発部門管掌

2019年6月 当社常務役員情報システム部門、技術・開発部門管掌

2020年6月 当社常務役員技術・開発部門担当

2021年6月 当社常務役員品質管理部門、生産管理部門担当

2022年6月 当社取締役ものづくり本部本部長(現任)

〔重要な兼職の状況〕

なし

# ■取締役候補者とした理由

当社の取締役として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また当社において開発・調達部門における長年の業務経験による深い知識と当社経営に関する豊富な経験を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者



**佐**々木 卓夫 (1956年12月3日生)

再任

#### 取締役会への出席状況

10回/10回(100%)

#### 当社株式所有数

0株

#### 在任年数 (本総会終結時)

1年

# ■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社

(現社名 トヨタ自動車株式会社)

トヨタ自動車株式会社常務役員 2009年6月

2011年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役社長

トヨタ自動車株式会社顧問

トヨタ自動車株式会社常務役員 2013年4月

2015年6月 株式会社豊田自動織機専務取締役

2016年6月 株式会社豊田自動織機取締役・専務役員

2018年6月 株式会社豊田自動織機取締役副社長

2022年6月 当社取締役(現任)

「重要な兼職の状況〕

ユー・エム・シーエレクトロニクス株式会社社外取締役

### ■取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社において、海外子会社も含めた経理・財務部 門で豊富な経験を有し、株式会社豊田自動織機において取締役として 経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。経営全般に おける豊富な経験を有するとともに、人格、識見ともに優れているこ とから、引き続き取締役候補者といたしました。

# (ご参考) 取締役会のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会の構成は次のとおりとなる予 定であります。

			特に専門性を発揮できる領域および経験					
氏 名	当社における地位	企業 経営	財務・会計	法務	リスク マネジ メント	技術 開発 · 生産	マーケティング	国際性
山岸 俊哉	代表取締役社長	•	•	•	•	•		•
山本 秀男	取締役	•		•	•		•	
安齋 光一	取締役	•			•	•		
佐々木 卓夫	取締役	•	•	•	•			•
高月 重廣	社外取締役 (監査等委員)		•		•			•
東上清	社外取締役 (監査等委員)	•			•		•	•
川西 拓人	社外取締役 (監査等委員)		•	•	•			
青沼 健二	取締役 (監査等委員)	•			•		•	•

以上

# 1 企業集団の現況

# (1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種規制が徐々に緩和され、経済活動の正常化に向け景気の持ち直しの動きが一部には見られるものの、米国発信の金融不安問題、ウクライナ紛争の長期化による原油・原材料価格の高騰、欧米諸国での急速な金融引き締めおよび中国・台湾問題の地政学的リスクも高まり、景気の先行きは不安定な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境は、前期から顕在化した半導体関連部品をはじめとした多くの部品調達の混乱が続く中、当社の主力であるトラックマウント式高所作業車用シャシ供給問題も発生し逆風の中での大変厳しい経営環境となりました。

この様な環境の中、特装車の国内販売につきましては、経済活動の回復と共に、電力業界を中心に設備投資の持ち直しの傾向が見られ、売上高は前連結会計年度と比べ増収となりました。

また、利益につきましても、鉄鋼、油脂類をはじめとする原材料価格の高騰に加え、電力、ガスをはじめとしたエネルギーコストも大幅に上昇する中、それを吸収すべく原価改善活動と売価改善活動を展開いたしました結果、前連結会計年度と比べ増益となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は前連結会計年度を40億87百万円 (7%)上回る606億78百万円となりました。主な売上高の内訳を示しますと、特装車売上高は前連結会計年度を32億42百万円(7%)上回る473億13百万円、部品・修理売上高は前連結会計年度を9億30百万円(8%)上回る127億9百万円となりました。

部門別の売上高は次のとおりであります。

	区		分		前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減額		
				מ		金額	構成比	金額	構成比	金額	比 率
特						百万円	%	百万円	%	百万円	%
17	穴	掘	建	柱	車	2,757	4.9	2,792	4.6	34	1.3
装	高	所	作	業	車	39,158	69.2	42,155	69.5	2,997	7.7
	そ		$\mathcal{O}$		他	2,154	3.8	2,364	3.9	210	9.8
車			計			44,070	77.9	47,313	78.0	3,242	7.4
部	H		•	修	理	11,779	20.8	12,709	20.9	930	7.9
そ		(	カ		他	741	1.3	656	1.1	△84	△11.5
合					計	56,591	100.0	60,678	100.0	4,087	7.2

利益につきましては、営業利益は前連結会計年度を4億89百万円(7%)上回る73億51百万円、経常利益は前連結会計年度を2億79百万円(4%)上回る80億16百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度を3億13百万円(6%)上回る59億58百万円となりました。

# ② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は8億54百万円で、その内容は次のとおりであります。

区	分	内	容	金	額
					百万円
建設。	ā 勘 定	上尾事業所の新サービス工場の	)建物等		340
機 械 及	機 械 及 び 装 置 新治工場の機械装置および上尾事業所の試験装置等				215
そ 0	) 他	新治・伊勢崎工場の建物等		299	
		合	計		854

#### 事業報告

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、通常の運転資金のほか設備投資資金を自己資金により賄い、増資・社債等による資金調達は行っておりません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

# (2) 財産及び損益の状況

# ① 企業集団の財産及び損益の状況

	区		分	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売	上	高	(百万円)	58,336	59,330	56,591	60,678
経	常利	益	(百万円)	6,219	7,708	7,736	8,016
親会 当	会社株主に帰属 期 純 利	する 益	(百万円)	4,923	5,906	5,644	5,958
1 核	株当たり当期	月純 禾	月益 (円)	63.42	76.84	74.09	79.16
総	資	産	(百万円)	82,763	90,869	90,559	95,695
純	資	産	(百万円)	67,944	73,321	76,043	78,573
1     †	株当たり純	資産	額 (円)	875.30	959.76	1,006.05	1,044.71

# ② 当社の財産及び損益の状況

	区	分	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期 (当事業年度) (2023年3月期)
売	上	高 (百万円)	57,961	59,129	56,099	59,981
経	常利	益 (百万円)	5,805	7,247	7,095	8,253
当	期 純 利	益 (百万円)	4,645	5,536	5,068	6,354
1 核	ま当たり当期	純利益 (円)	59.84	72.02	66.52	84.43
総	資	産 (百万円)	81,069	88,256	86,578	92,071
純	資	産 (百万円)	66,015	70,078	71,620	74,650
1 核	株当たり純	資産額(円)	850.44	917.30	947.53	992.55

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況及び親会社との取引に関する事項

当社の親会社は株式会社豊田自動織機で、同社は当社の株式40,521千株(議決権比率53.9%)を保有いたしております。

当社と親会社とは、特装車の販売および部品の販売・購入などの取引を行っております。

親会社が運用する「キャッシュマネージメントサービス」を契約しており、余剰資金の 預け入れをしております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

- イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 営業取引につきましては、第三者との通常の取引と同様の水準で価額その他の取引 条件の決定を行っております。同様に、余剰資金の預け入れ金利につきましても、市 場金利を勘案した合理的な利息が設定されており、経済的合理性にかなうよう留意し ております。
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より元役員2名が当社の取締役に、従業員1名が当社の取締役(監査等委員)に就任しており、経営情報の交換等、親会社等との連携を取りながら、取締役会を運営しております。

なお、当社の事業活動につきましては、親会社等と事業の棲み分けがなされており、事業活動上の制約はありません。

当社取締役会は、特別委員会を設置し、取引状況等の内容の適正性を第三者との取引条件と比較検討し、当社の利益を害さないようその妥当性の判断を行っていることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社)			
浙江愛知工程機械有限公司	15,000千米ドル	100.0%	特殊機械の製造販売
AICHI NZ LIMITED	2,300千NZドル	100.0%	当社製品の販売
AICHI AUS PTY LTD	1,700千豪ドル	100.0%	当社製品の販売
(関連会社)			
杭州愛知工程車輌有限公司	10,000千米ドル	50.0%	特殊自動車の製造販売

- (注) AICHI AUS PTY LTDは、2022年12月23日をもって清算することを決議し、清算手続き中であります。
  - ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、インバウンド需要の回復や建設事業の拡大は見込まれるものの、金融不安および地政学的リスクの顕在化による世界経済の悪化等の懸念材料も多く、不安を抱えた状況が続くものと思われます。

このような中で、当社グループにおきましては、作業環境創造企業としての経営の基本方針に基づき、経済の発展と豊かな社会づくりに貢献すべく、事業活動を行っております。

中長期的な経営戦略としましては、事業構造改革による高収益企業への転換をめざします。

この達成に向けた取り組みとして、積極的な投資を背景に、社会・お客様にとって「アイチでなければ困る」と言われる企業へ、事業拡大と収益構造改革、中期的成長を支える経営基盤の強化をキーワードにして活動を進めてまいります。

さらに、全社をあげて原価低減と業務効率化に取り組み、利益を創出してまいります。

なお、企業の信頼性確保のため、内部統制システムの整備・運用が求められております。 当社グループは、より一層の内部統制機能の充実に取り組むとともにコーポレート・ガバナ ンスの充実・強化に努めてまいります。

何卒、株主の皆様方におかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう伏してお願い申しあげます。

#### 事業報告

# **(5) 主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループ(当社、子会社3社および関連会社1社により構成)が営んでいる主な事業 内容は、電力・電気・通信工事用の穴掘建柱車・高所作業車等と建設・荷役用の高所作業車 等の製造、販売、部品・修理およびスキッドステアローダー等の製造、販売ならびに高所作 業車等の研修を行っております。

また、一部の高所作業車につきましては、親会社へ〇EM供給を行っております。

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名	称	所 在 地
本	社	埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
支	店	北日本(宮城)、関東(埼玉)、中部(愛知)、関西(大阪)、中四国(広島)、 九州(福岡)
エ	場	新治 (群馬)、伊勢崎 (群馬)

# ② 子会社及び関連会社

会 社 名	所 在 地			
(子会社)				
浙江愛知工程機械有限公司	中華人民共和国浙江省杭州市			
AICHI NZ LIMITED	Otago New Zealand			
AICHI AUS PTY LTD	Queensland Australia			
(関連会社)				
杭州愛知工程車輌有限公司	中華人民共和国浙江省杭州市			

(注) AICHI AUS PTY LTDは、2022年12月23日をもって清算することを決議し、清算手続き中であります。

書

### (7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減 (△)
			1,043名	△22名

- (注) 使用人数は、就業人員であります。
  - ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減(△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
970 <sup>名</sup>	△11 <sup>名</sup>	43.5 <sup>歳</sup>	19.1 <sup>年</sup>

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
  - 2. 使用人数は、執行役員4名および期間従業員等149名を除いております。
- **(8) 主要な借入先の状況** (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 2 会社の現況

# (1) 株式の状況(2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 235,000,000株

② 発行済株式の総数 75,211,400株(うち自己株式375株)

③ 株主数 10,184名

④ 大株主 (上位10名)

株	主	名		持 株 数	持 株 比 率
株式会	社 豊 田	自 動	織機	千株 40,521	% 53.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)			4,014	5.3	
光  通	信株	式 会	社	2,565	3.4
N D	S 株	式 会	注   社	2,072	2.8
いすゞ	自 動 車	株式	会 社	1,274	1.7
株式会社日	本カストデ	ィ 銀 行(信	託口)	1,273	1.7
アイチコー	ポレーショ	ン従業員	持 株 会	1,269	1.7
愛	協		会	942	1.3
J P L	L C - C	E L J	P Y	848	1.1
愛	栄		会	688	0.9

<sup>(</sup>注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

# (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

算

結計算

#### (3) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2021年10月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の取得をしております。

取得した株式の種類および総数 普通株式 375.100株

取得価額の総額 331百万円

取得した期間 2022年4月1日から2022年9月22日まで

### ② 自己株式の消却

2023年1月31日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の消却をいたしました。

消却した株式の種類および総数 普通株式 1.184,501株

消却した日 2023年2月24日

#### (4) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 服締役 税役 社長	山岸	俊哉	
取 締 役	山本	秀 男	コーポレート本部本部長
取 締 役	安齋	光一	ものづくり本部本部長
取 締 役	佐々木	卓夫	ユー・エム・シーエレクトロニクス株式会社社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	高月	重廣	
取 締 役 (監査等委員)	東上	清	
取 締 役 (監査等委員)	川西	拓 人	のぞみ総合法律事務所パートナー 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役 株式会社スカラ社外取締役 株式会社FIS社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	青沼	健 二	株式会社豊田自動織機 理事トヨタL&Fカンパニー事業企画部長

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 高月重廣氏、取締役(監査等委員) 東上清氏および取締役(監査等委員) 川西 拓人氏は、社外取締役であります。
  - 2. 2022年6月17日開催の第74回定時株主総会において、安齋光一氏および佐々木卓夫氏が取締役に選任され、就任いたしました。
  - 3. 2022年6月17日開催の第74回定時株主総会の終結の時をもって、取締役田上吉夫氏は任期満了により退任いたしました。
  - 4. 当社は、監査等委員会を補助するスタッフを監査部に設置し、併せて同部が内部監査対応も担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員は選定しておりません。
  - 5. 取締役(監査等委員)高月重廣氏、取締役(監査等委員)東上清氏および取締役(監査等委員)川西 拓人氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所 に届出しております。
  - 6. 取締役(監査等委員) 高月重廣氏は、公認会計士としての豊富な経験があり、財務および会計に関す る高い知見を有しております。
  - 7. 取締役(監査等委員)川西拓人氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、会社法務および金融関連業務にも精通しております。

## ② 責仟限定契約の内容の概要

当社の取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

### ③ 取締役の報酬等の総額

□ □	4	お割金の公布	報酬等の種	対象となる	
	<b>区</b> 分	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等	役員の員数
		百万円	百万円	百万円	名
取 締 役	(監査等委員を除く)	94	56	38	5
(う ち 社	外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)
取 締 役	(監査等委員)	18	18	_	4
(う ち 社	外 取 締 役)	(14)	(14)	(-)	(3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において年額240百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、3名であります。
  - 2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名(社外取締役3名)であります。
  - 3. 業績連動報酬等として取締役(監査等委員を除く)に対して賞与を支給しております。 業績連動報酬等である賞与は本業で稼いだ利益である各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して決定しており、また、当該業績指標を選定した理由は、会社の業績との連動制を確保し、職責と成果を反映させた体系を構築するためであります。
    - なお、当連結会計年度の営業利益は、7.351百万円であります。
  - 4. 上記の支給人員には、2022年6月17日開催の第74回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名を含んでおります。
  - 5. 上記の支給額には、以下のものも含まれております。
    - ・当事業年度中における役員賞与引当金計上額38百万円(取締役(業務執行取締役)3名分38百万円)。
  - 6. 上記の支給額のほか、役員退職慰労金を、2021年6月18日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、退任取締役(監査等委員を除く)1名に対して4百万円支給しております。なお、金額には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金繰入額4百万円が含まれております。

- ④ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額またはその算定方法の決定方針に関する事項
  - イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法 会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系を構築すべく、取締役の 個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下「決定方針」という。)を2021年2月 24日開催の取締役会において決議いたしました。
  - □. 基本方針当社の業務執行取締役の報酬は固定報酬の月額報酬、業績連動報酬の賞与により構成されており、会社の業績との連動制を確保し、職責と成果を反映させた体系とする。
  - ハ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。) 当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
  - 二. 業績連動報酬等の額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。) 業績連動報酬等である賞与は本業で稼いだ利益である各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して決定する。
  - ホ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、社外取締役を主要な構成員とする取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において、意見の交換および内容の確認を行ったうえで、取締役会に上程し決議する。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。
  - へ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容に ついて委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額および各業 務執行取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該 権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案 を諮問し答申を受けるものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内 容に従って決定しなければならないこととする。

ト. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## ⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年5月18日開催の取締役会にて代表取締役社長山岸俊哉氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各業務執行取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各業務執行取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ております。

## ⑥ 監査等委員である取締役の報酬等について

監査等委員である取締役の報酬等の決定方法は、監査等委員会において株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、業務分担の状況等を勘案し報酬額を協議により決定しております。

## ⑦ 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

## イ. 被保険者の範囲

当社は、当社の取締役、執行役員および理事ならびにAICHI NZ LIMITED および AICHI AUS PTY LTDを除く当社子会社におけるすべての取締役を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

- 口. 役員等賠償保険契約の内容の概要
  - ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争 訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
  - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、免責額を設け、一定額に至らない損害については、填補の対象外としております。
  - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

#### 事業報告

### ⑧ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係 当社の社外取締役(監査等委員)川西拓人氏は、のぞみ総合法律事務所パートナー、 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役、株式会社スカラ社外取 締役および株式会社 F I S 社外取締役を兼任しておりますが、全ての兼務先と当社と の取引利害関係は一切ありません。

## 口. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役(監査等委員) 高 月 重 廣	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、 監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。会計・財 務の専門的知識と幅広い経験に基づき、経営全般にわたり公正 かつ客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査等委員会 における発言を通して、助言しました。
取締役(監査等委員) 東 上 清	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、 監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。豊富な経 験と高い識見に基づき、客観的かつ広範な視野から、取締役会 および監査等委員会における議案の審議等に必要な発言を通し て、助言しました。
取締役(監査等委員) 川 西 拓 人	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、 監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士の 資格を持ち、会社法務および金融関連業務に関する豊富な知識 と経験等を有し、客観的かつ広範な視野から、取締役会および 監査等委員会における発言を通して、助言しました。

ハ. 当社親会社または当社親会社の子会社から受けた役員報酬等の額 該当事項はありません。

## (5) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

区		支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額				百万円 47
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額				47

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会 計監査人および社内関係部署から収集した情報に基づき、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業 年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬 等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
  - 3. 当社の在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
  - ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断 した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決 定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。 この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

### (6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において下記のとおり基本方針を決議しております。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 行動指針として「行動規範」を制定し、これを役職員に周知し、法令遵守をあらゆる 企業活動の前提としている。
  - ロ. コンプライアンス担当取締役を置き、内部統制・リスク管理分科会のもと、全社横断 的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
  - ハ. 監査部門(内部監査部門)および監査等委員会は、常時連携して、業務の監査結果を 交換し、全社のコンプライアンス体制の実現、問題の発見に努める。
  - 二. 取締役の職務遂行の適法性を確保するための牽制機能および経営の多様な視点からの 意思決定を目的とし、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役を置く。
  - ホ.「企業倫理相談窓口制度」などにより、取締役・執行役員および使用人のコンプライアンスに関する重要事項の早期発見に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項 当社の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 全社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、内部統制・リスク管理分 科会を設置する。
  - 口. 内部統制・リスク管理分科会は、業務に応じて生じるリスクを未然に防止する手続や 機構を整備する。有事の際は迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
  - ハ. 内部統制・リスク管理分科会にて検討された内容は、内部統制・リスク管理分科会のフローに落とし込む仕組みとする。
  - 二. 監査部門(内部監査部門)は、内部統制の有効性および実際の業務遂行状況につき、 全部門を対象に業務監査、遵法監査を年度計画に基づき実施する。監査の結果をトップマネジメントおよび監査等委員会に報告する。

- ホ. 適切な資金管理および所定の権限に基づく業務ならびに予算の執行に努める。
- へ. 適切な財務報告の確保および適時適正な情報開示に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
  - イ. 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理を実施している。
  - 口. 取締役会にて定められた職務分掌に基づいて業務を執行し、執行役員および理事は、 委任および指示された事項について取締役を効率的に補佐し、迅速な経営判断を可能 にしている。
- ⑤ 株式会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する ための体制
  - イ. 親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けると共に、情報交換を 行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握する。
  - ロ. 当社およびグループ各社における内部統制の体制は、内部統制・リスク管理分科会を 設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有 化、指示・要請の伝達等が効率的に行われている。
  - ハ. グループ企業に監査等委員を派遣し、監査範囲を業務監査を含めて実施し、当社の監査部門(内部監査部門)がグループ企業の内部監査を実施し、コンプライアンス体制づくりを行うと共に、早期の問題発見に努める。
  - 二. 当社グループに共通の行動規範を定め、グループ会社の役職員と一体となった遵法意識の醸成を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項 専属スタッフを配置し、監査業務を補助し、その人事については、監査等委員会の同意 の取得を必要としております。

#### 事業報告

⑦ 当社およびグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)および使用人が監査 等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告等に関する体制 監査等委員会の要請に基づき、社内の重要な会議には、監査等委員の出席を得る体制と している。また、必要に応じた監査等委員の職務に要する費用を負担する。

取締役(監査等委員であるものを除く。)・執行役員および使用人は次に定める事項が生じた場合は、すみやかに監査等委員会に対して報告し、報告者が報告を理由として不利に取り扱われないことを確保する。

- イ. 重要会議で決議・報告された事項。
- 口、当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項。
- ハ. 毎月の経営状況の重要な事項。
- 二. 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項。
- ホ、重大な法令・定款違反。
- へ. その他コンプライアンス上重要な事項。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会に対して、業務執行取締役・執行役員および重要な使用人からヒアリング を実施する機会および代表取締役、会計監査人等とそれぞれ定期的に意見交換する機会を 保証する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社および当社グループ各社では、取締役・執行役員および使用人の行動指針として「行動規範」を定めており、その一つとして反社会的勢力への対応を掲げている。基本的な考え方は、反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけない、こととしている。

具体的には、対応責任部署を明確にし、必要とあれば警察など関係行政機関に相談して 適切な措置を講じている。

## (7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会の監督機能を強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化などコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況として、当事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)のうち、その基本方針に基づき以下の通り取り組みを行っております。

- ①2022年4月1日以降の主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催、監査等委員会を13回開催し、また、内部統制/リスク管理分科会を6回開催いたしました。
- ②監査等委員会が定めた監査方針および監査計画等に基づき、各監査等委員は監査部門(内部監査部門)を通じて各部門の内部監査に係る監査結果のヒアリング等を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③監査部門(内部監査部門)は、年度計画に基づき、当社の全部門を対象とした業務監査、 遵法監査および当社グループ各社の内部監査を実施しました。

### (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主重視の観点から安定的に配当を行うことを基本とし、2020年度から2022年度の3カ年は、連結業績を基準に配当性向50%を目安に株主の皆様への還元を行っております。加えて、中長期的な視点に基づく最適な資本配分を行うべく、手元資金や株価水準等を総合的に勘案し、3カ年で2,000百万円を上限とした自己株式の取得を実施いたしました。

当事業年度の期末配当金につきましては、2023年4月25日の取締役会において、1株につき19円とし、効力発生日を2023年6月1日とすることを決議いたしました。なお、中間配当金を含めました当事業年度の配当金は、前事業年度より2円増配し1株につき36円となります。

また、2021年10月27日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、2022年4月1日から9月22日の期間に「東京証券取引所における市場買付」により、375,100株を取得価額総額331百万円で取得いたしました。

内部留保金につきましては、新商品の開発、生産性・品質の向上、営業力の強化、新市場の開拓等に活用し、今後の収益構造の改善および財務基盤の一層の強化・拡充を図ってまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入 しております。

			(単位:千円)
(資産の部	3)	(負債の部	3)
科目	金額	科目	金額
流動資産	67,553,002	流動負債	14,895,802
現金及び預金	1,162,162	支払手形及び買掛金	10,248,973
預けか金	37,865,486	未払法人税等	1,385,807
受取手形、売掛金及び契約資産	23,471,637	役員賞与引当金	38,000
製品	1,065,423	製品保証引当金	153,065 3,069,956
仕 掛 品	1,251,898	固定負債	<b>2,225,920</b>
原材料及び貯蔵品	1,486,946	土地再評価に係る繰延税金負債	616,302
そ の 他	1,249,447	退職給付に係る負債	660,461
固定資産	28,142,468	繰 延 税 金 負 債	695,862
有形固定資産	17,615,039	そ の 他	253,294
		負 債 合 計	17,121,723
	6,615,115	(純資産の部	3)
機械装置及び運搬具	1,696,350	株主資本	74,954,632
工具器具及び備品	175,392	資 本 金	10,425,325
土 地	8,523,400	資 本 剰 余 金	9,923,342
建設仮勘定	341,940	利 益 剰 余 金	54,606,278
その他	262,839	自 己 株 式	△313
無形固定資産	601,208	その他の包括利益累計額	3,619,115
投資その他の資産	9,926,220	その他有価証券評価差額金	3,882,938
		土地再評価差額金	△1,624,044
投資有価証券	6,959,086	為替換算調整勘定	808,182
そ の 他	2,973,787	退職給付に係る調整累計額	552,038
鱼 到 当 金	△6,653	純 資 産 合 計	78,573,747
資 産 合 計	95,695,470	負債・純資産合計	95,695,470

(単位:千円)

科目		金	額
売 上 高			60,678,851
売 上 原 価			47,627,170
売 上 総 利 益			13,051,681
販売費及び一般管理費			5,700,370
営 業 利 益			7,351,310
営業外収益			
受 取 利 息 及 び 配 当	金	183,588	
持分法による投資利	益	375,337	
為善善差	益	56,844	
その	他	51,487	667,258
営 業 外 費 用			
その	他	2,492	2,492
経常 利益			8,016,076
特別利益			
固定資産売却	益	755	
投資有価証券売却	益	406,591	407,347
特別 損失			
固定資産売却	損	170	
固定資産除却	損	6,461	
投資有価証券評価	損	6,650	
減 損 損	失	606	
関 係 会 社 整 理	損	28,491	
損 害 賠 償	金	104,011	146,393
税金等調整前当期純利益			8,277,030
法人税、住民税及び事業税		2,177,077	
法 人 税 等 調 整 額		141,849	2,318,927
当期 純利益			5,958,103
親会社株主に帰属する当期純利益			5,958,103

			(単位:千円)
(資産の部		(負債の部	
科,目	金額	科	金額
流動資産	66,139,694	流動負債	14,866,163
現金及び預金	186,934	支 払 手 形	716,495
預はかまる	37,865,486	電子記…録債務	3,849,666
受 取 手 形	1,885,769	金供	5,762,250
電子記録債権	1,522,811	未 払 金	744,278
売 掛 金	20,006,760	未払法人税等	1,371,163
製品	1,004,451	未払消費税等	237,459
仕 掛 品	1,175,882	未 払 費 用	1,420,484
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,199,929	預 り 金	302,020
短 期 貸 付 金	66,765	前 受 収 益	431
そ の 他	1,224,903	役員賞与引当金	38,000
固定資産	25,931,668	製品保証引当金	153,065
有 形 固 定 資 産	17,096,745	設備関係支払手形	169,025
建物	5,793,536	設備関係電子記録債務	7,675
構築物	529,424	その他	94,148
機械及び装置	1,468,358	固定負債	2,554,271
車両及び運搬具	27,250	土地再評価に係る繰延税金負債	616,302
工具器具及び備品	149,994	退職給付引当金	1,454,954
土地	8,523,400	繰 延 税 金 負 債	229,718
建設仮勘定	341,940	その他	253,294
そ の 他	262,839	負債合計	17,420,434
無形固定資産	248,074	(純資産の部 株主資本	72,392,034
水道施設利用権	752	株     主     資     本       資     本     金	10,425,325
ソフトウェア	214,072	貝 中 並   資本剰余金	9,941,842
その他	33,249		9,941,842
投資その他の資産	8,586,848	資本準備 金    <b>利益利余金</b>	52,025,180
投資有価証券	6,959,086		52,025,180
出資金	1,010	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	52,025,180
関係会社出資金	1,420,530	自己株式	△ <b>313</b>
長期前払費用	140,576	評価・換算差額等	2,258,894
差入保証金	55,060	その他有価証券評価差額金	3,882,938
そ の 他	17,238	土地再評価差額金	△1,624,044
貸 倒 引 当 金	△6,653	純 資 産 合 計	74,650,928
資 産 合 計	92,071,363	負債・純資産合計	92,071,363

(単位:千円)

	科	■		金	額
売	上	高			59,981,126
売	上 原	価			47,316,902
	売 上 :	総利益			12,664,223
販売	<b>も費及び一般管</b>	理費			5,377,209
	営 業	利 益			7,287,013
営	業外収	益			
	受 取 利	息 及 び 配 当	金	866,987	
	為	替 差	益	46,011	
	そ	$\mathcal{O}$	他	54,920	967,918
営	業外費	用			
	そ	$\mathcal{O}$	他	933	933
	経 常 利 益				8,253,999
特	別 利	益			
	固定	資 産 売 却	益	755	
	投資有	価 証 券 売 却	益	406,591	407,347
特	別 損	失			
		資 産 除 却	損	3,864	
	減	損損	失	606	
	投資有	価 証 券 評 価	損	6,650	
	関 係	会 社 整 理	損	3,524	14,645
税		当期 純利	益		8,646,700
法		民税及び事業	税	2,189,589	
法	人 税	等 調整	額	102,487	2,292,077
	期	純利	益		6,354,623

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社アイチコーポレーション 取締役会 御中

### PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイチコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

計算書

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人 は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社アイチコーポレーション 取締役会 御中

### PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 原 光 爵業 務 執 行 社 員 公認会計士 川 原 光 爵指定有限責任社員 公認会計士 関 根 和 昭

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

### 監査報告書

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の 内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役、執行役員お よび使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、 意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査部門(内部監査部門)と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役員からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号口の判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

#### 監査報告書

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社アイチコーポレーション 監査等委員会

監査等委員 高月 重廣 ⑩ 監査等委員 東上 清 ⑪ 監査等委員 川西 拓 人 ⑪ 監査等委員 青 沼 健 二 ⑩

(注) 監査等委員高月重廣、東上清および川西拓人は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主メモ

事業年度	4月1日~翌年3月31日	
期末配当金受領株 主確定日	3月31日	
中間配当金受領株 主確定日	9月30日	
定時株主総会	毎年6月	
株主名簿管理人 特別口座の口座 管 理 機 関	三菱UFJ信託銀行株式会社	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) (郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	

公 告 の 方 法 電子公告により行う

公告掲載URL https://www.aichi-corp.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

府利間に公合いだします。)

上場証券取引所 東京証券取引所プライム市場

名古屋証券取引所プレミア市場 証券コード:6345

(ご注意)

- 1. 株主様の 住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、 口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっており ます。口座を開設されている証券会社等にお問い合せください。株主名簿管 理人(三菱UFI信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱 UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座 管理機関 (三菱UFJ信託銀行) にお問い合せください。なお、三菱UFJ信 託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
- 3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

## 単元未満株式買取・買増制度のご案内

当社の株式は1単元が100株となっており、**単元未満株式(100株未満)**については市場で売買できません。 ご所有の単元未満株式の売買をお考えの場合は、以下の制度をご利用ください。

- ●単元未満株式**買取**制度 単元未満株式を**当社にご売却**いただくことができます。
- ●単元未満株式買増制度 単元株式 (100株) にするために、不足分を当社からご購入いただくことができます。 お手続きの詳細につきましては、口座を開設されている口座管理機関 (証券会社等) までお問い合わせください。

## 特別口座の株式について

「特別口座」の株式は、単元株式(100株)であっても、特別口座のままでは市場で売買できません。

「特別口座」にご所有の単元株式について売買をお考えの場合は、「特別口座」から「証券口座」への株式のお振替をお願いいたします。 お手続きの詳細につきましては、三菱UFJ信託銀行までお問い合わせください。

## 株式に関するお手続きのお問い合わせ先

株式に関する各種お手続きの窓口につきましては、株主様の株式の所有状況によって異なりますので、ご注意ください。

ご所有されている株式の口座区分	お問い合わせ先
特別口座	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-232-711(通話料無料)
証券口座	口座を開設されている証券会社*

※:未受領の配当金につきましては、三菱UFI信託銀行までお問い合わせください。

# 株主総会会場ご案内略図

日時▶2023年6月16日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

会場▶埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10 本社(本社棟)



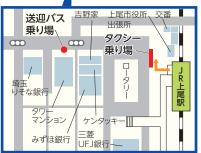
● 当日は上尾駅(JR高崎線)より、送迎バスを運行いたしますのでご 利用ください。

発車時刻 午前9時10分

本社 (本社棟)

発車場所 上尾駅西口(右記地図参照)

- タクシーをご利用される方は、上尾駅 (JR高崎線) 西口の「タクシー乗り場」(右記地図参照)よりご乗車いただき、「アイチコーポレーション本社棟」とお伝えください。
  - ※なお、タクシーでは、上尾駅より株主総会会場までの所要時間は 約20分です。



# 株式会社アイチューポレーション

〒362-8550 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10 TEL:048-781-1111 (代)





見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。